

学生生活について

学生部長

学生としての心得

将来医師として肉体的、精神的に病み悩んでいる人々を支えていく職業に従事する諸君には、医療人としての生活を準備あるいは実践することが求められます。医療は医師が患者さんを選ぶのではなく、患者さんが医師を選び、その医療を受けに来ます。患者さんが求めるのは優れた医療技術のみでなく人格でもあります。

(1)身だしなみ

日常の服装は、原則、個人の自由であり、個人の好みに委ねられています。しかしながら、病める患者さんへ不快感を与えてはなりません。将来の医療人としての立場では、患者さんや周りの医療関係者に受け入れられることを前提として、自分の好みを表現することを育成します。臨床系実習はもとより、患者さんやその家族が多く訪れる毛呂山キャンパスでの生活では、以下の内容を心がけることを求めます。

- a)清潔な衣服を着る。
- b)服装の乱れなど、他人に不快な印象を与えない。
- c)人が振り返るような奇抜な服装や華美な装飾をしない。
- d)頭髮は自然のものとし、多くの人にとって抵抗感がないようにする。

共用試験 OSCE では、臨床実習に参加する学生として適正な身だしなみと態度、マナーも評価対象となります。臨床入門における臨床実習もこの基準に準じることとします。

(2)態度、マナー

社会人としての求められるものに加えて、心身共に医療を求めている患者さん達に受け入れられる姿勢を育成することが必要です。

(3)問題が発生した場合の対応

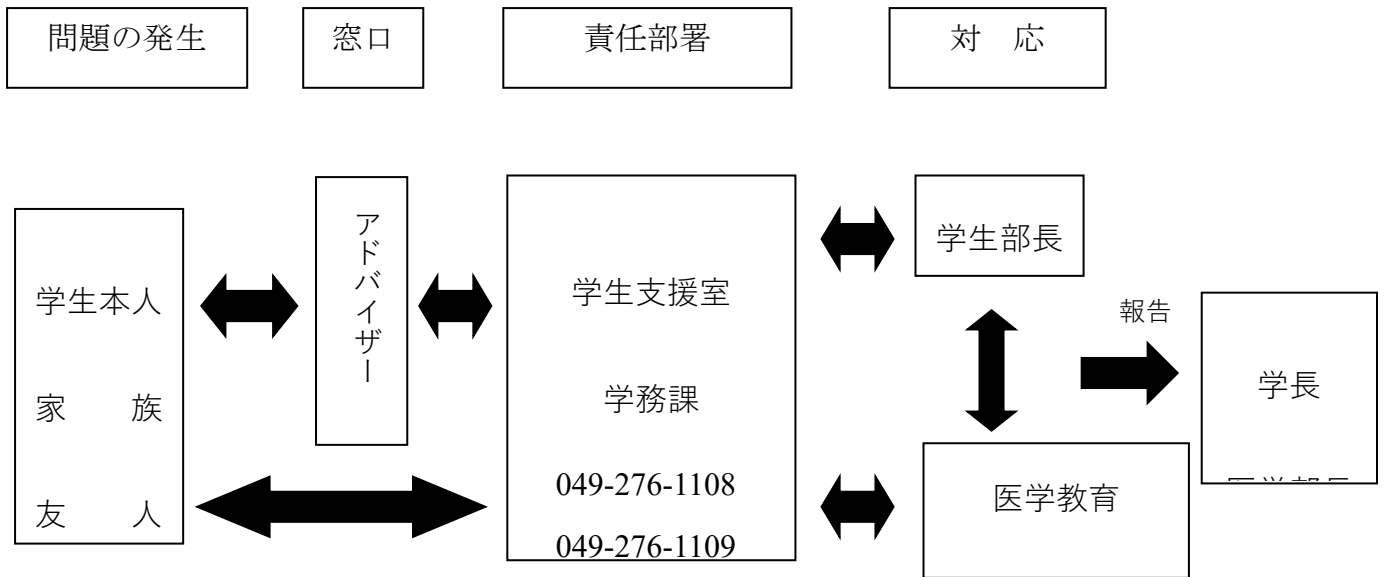
学生生活の中で何か問題が発生した場合、学務課、学生支援室に直接相談するか、あるいはアドバイザーを窓口として相談してください。

「アドバイザー制度」では、アドバイザーの先生方に学生とのこころの交流、情報の交換を図り、いざという時の窓口となっていただくようお願いしています。学生に問題が生じた場合の対処を、全面的にアドバイザーに求めることは負担が重いので、アドバイザーは問題が生じた時の「窓口」であり、問題解決のためには責任部署である学務課および学生支援室で対応します。

アドバイザー制度の目標は2点です。

- 1) アドバイザーと学生との間で「こころの交流と情報の交換の場」を実現する。
- 2) 学生に問題が生じた時の相談窓口となるべく、つながりを作る。

学生に問題が発生した場合の対応



学生支援室長：柴崎智美

学生部長：門野夕峰

医学教育センター長：森 茂久

学務課：049-276-1108・049-276-1109

具体的には、アドバイザー制度は、医学教育センター卒前医学教育部門学生支援室が担当します。アドバイザーは1グループ5～7名程度の学生を受け持ちます。学生と年に2, 3回程度の交流会を開催し、人生の先輩としての経験ある立場から、学生の活動や悩み等の相談に乗っていただきます。

埼玉医科大学の将来を担う学生と教職員との交流は非常に重要です。今後もこのアドバイザー制で培った人間関係を発展させて、より良いコミュニケーションのとれる大学となることを期待しています。

(4)健康管理

学生生活を楽しく、また、教育の成果を挙げていくためには、学生が自分の健康を自ら管理していくことが重要です。将来、患者さん達に健康指導をしていくことになる諸君にとってはそのことは当然のことです。授業を休むことなく出席すること、頭痛やちょっとした腹痛などで試験を休むことのないように、日頃の自己管理が重要です。

健康診断、予防接種など様々な予定が学年毎に計画されています。それに参加することは自らの健康管理のために当然であり、病院内で患者さんを含め多くの教職員とも接する医学生にあっては、インフルエンザ、新型コロナなどの感染症に罹患することが、自ら感染を広げてしまうことにもなるという認識を持つことが重要です。

(5) 飲酒

20 歳未満の禁酒は法律で禁止されています。医師を志す学生としては、法律を犯すことはもちろんのこと、これを助長するような行為を行ってはいけません。20 歳未満は飲まない、また 20 歳未満に飲ませてはいけません。

アルコールの代謝は個人差があり、体質的に全く飲めない人もいます。宴会等で飲酒を強要してはいけません。飲める人でも、短時間に多量の飲酒をすると急性アルコール中毒で死に至ることがあります。呼びかけをして一気に飲むことを強要してはいけません。飲む場合には、翌日の学業に支障をきたさないように適度な飲酒を心掛けてください。なお、学内（教育施設内）における学生の飲酒は厳禁です。ただし、特に必要と認められる場合には、学生部長の許可により、場所・時間を限って認められることもあります。

飲酒運転による交通事故を引き起こすと、他人の人生を奪ってしまうだけでなく、自己の夢や希望を一度に打ち砕き将来を湾曲させることにもなります。決して飲酒運転をしない、また飲酒運転をさせてもいけません。

(6) 薬物乱用の防止について

覚せい剤、大麻（マリファナ）、ヘロイン、コカイン、MDMA、危険ドラッグ（カフェインなど）、有機溶剤（シンナーなど）には手を出してはいけません。依存性により薬物乱用はやめられなくなります。乱用により健康被害が発生して死に至る場合もあります。薬物乱用への甘い誘いに気をつけてください。諸外国ではマリファナが合法化された国や地域もありますが、海外語学研修や交換留学を始め、海外への渡航に際しては決して危険薬物には手をださないようにしてください。日本において薬物乱用は重い犯罪です。海外での使用が日本で処罰されることもあります。医師の資格取得が難しくなる場合があります、大学としては強く注意喚起を行います。

薬物として、最近では危険ドラッグも問題になっています。特に注意が必要な危険ドラッグは、合法ドラッグ、脱法ハーブなどと称して販売されるため、あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されています。これらは違法な販売者が勝手につけた名称で、麻薬や覚醒剤と同じような成分が含まれており、全て危険な薬物です。危険ドラッグは、法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見しただけでは人体摂取用と思われないよう目的を偽装し、インターネットで簡単に入手できるように販売されています。このため新たな包括指定により指定薬物の対象が拡大されており、指定薬物の所持・使用・購入等は禁止されていますので、決して入手・使用しないでください。クリックするだけでも犯罪になることがあります。

ここで最も身近で注意が必要なカフェイン中毒の危険について注意喚起をします。

カフェイン中毒

日本中毒学会の調査では、眠気防止薬や清涼飲料の多量摂取で「カフェイン中毒症」と

して病院に搬送された患者は 101 人であり、そのうち 3 人は死亡したと報告されています。病院に搬送された 101 人の平均年齢（中央値）は 25 歳であり、特に若い年齢層で起こりやすい問題であることがわかります。特に注意が必要なのは、若者に人気の炭酸飲料「エナジードリンク」など身近なものにもカフェインが含有されていることです。

カフェインの中毒症状

カフェインは興奮作用があり、眠気防止に効果があるため、若者を中心として頻用されやすいですが、短時間に大量摂取すると、心拍数の増加、悪心、興奮、痙攣、意識障害などの中毒症状が現れます。中毒症状発現に至る摂取量は個人差が大きいとされていますが、成人では 1 g 以上で中毒症状が出現する可能性があり、5 g 以上の摂取で心停止（死）に至るケースが多いと報告されています。

カフェインの含有量

通常、カフェイン量は飲料 100 ml 中、コーヒーでは約 0.06 g、煎茶では約 0.02 g 含有されていますが、通常量の摂取では中毒に至りません。一方、エナジードリンク 1 本には約 0.15 g、眠気防止薬 1 錠には約 0.1 g のカフェインが含まれており、したがってエナジードリンクで 7 本以上、眠気防止薬で 10 錠以上摂取すると中毒症状が発現する可能性が出てきます。

カフェイン依存症の注意喚起

カフェイン依存はエナジードリンクの常用から始まるといわれていますが、現在最も問題なのは、カフェイン含有の眠気防止薬がインターネットで手軽に購入できることです。当初は単なる眠気防止薬として使用し、危険薬物・ドラッグという意識がないままに依存症となることには十分に注意しなければなりません。社会常識に則り、医学生としての冷静な判断が求められています。カフェイン中毒に関しては今後も大学として強く注意喚起を行ってゆくつもりです。カフェイン摂取について学生諸君には是非注意してもらいたいと思います。

(7) 犯罪被害防止等について

昨今の治安の悪化、規律やマナーの崩壊は、かつて日本が世界に誇った安全神話を全て覆す状況となっており、都会も地方も犯罪の発生率、危険度の格差は無くなっています。安全な学生生活が送れるよう日常生活を含めて、その自衛対策をオリエンテーションや保護者会(毛呂山会)等で説明しており、学務課では常時相談を受け付け対応しています。またキャンパス周辺でも夜は決して安全ではありません。特に深夜の女性の一人歩きは危険であり、男性の一人歩きも決して安全ではありません。このため大学の方針として、教室等全ての学習環境の利用時間を遅くても午後 10 時までとしています。

世間では、高齢者の振込詐欺の被害が後を絶ちませんが、大学生のインターネット詐欺の被害が増えており、残念ながら本学にも被害を受けた学生がいます。カルト系の宗教の勧誘にも気を付けてください。問題が生じた場合には、消費生活支援センターや学務課に

相談してください。

最近、高額な報酬が貰えると誘い、犯罪行為をやらせる闇バイトが問題になっています。巧みに誘いをかけて、断ることが難しい状況に追い込まれます。金銭が欲しいからと言って、犯罪行為を手伝うような行為はいけません。医師の資格取得が難しくなる可能性が高くなります。怪しい広告はタップをしない、絶対に連絡先は伝えないよう注意してください。犯罪に加担した場合は、学則に抵触して懲戒処分を受けることになります。

(8) 交通安全について

毎年数件、学生からの交通事故の報告を受けています。6年間の学生生活において、入院、通院等で授業を欠席することにより、学業に大きく支障をきたす可能性があるので注意してください。また、加害者として重大な人身事故を起こした場合は、学則に抵触して懲戒処分を受けることもあります。また、道交法違反による罰金刑を受けた者は、国家試験合格後、医師免許登録申請の際に申告する義務があり、悪質な違反内容によっては医師免許証の交付停止または保留になる場合があるので注意を要します。

以上